安全朝礼ネタ キット

6つのネタを、問いかけと出席者記入欄付きで印刷できる形にまとめ、テーマを1年に割り振る52週のカレンダーを付けました。

目次

フォークリフトと歩行者	2〜3ページ
フォークリフトの点検と運転	4〜5ページ
保護具の正しい着用	6〜7ページ
消火器の使い方	8〜9ページ
高所作業と墜落防止	10〜11ページ
天井クレーンと玉掛け	12〜13ページ
安全朝礼の年間カレンダー	14〜15ページ

キットの使い方

1. カレンダーにテーマを1週に1つずつ割り振ります。自社の工場の危険から始めてください。
2. 朝礼の前に、そのネタの2ページを印刷します。文例と、問いかけ・出席者記入欄です。
3. チームの前に立って読み、答えの例を読む前に3つの問いかけをします。
4. 記入した名簿を職場の記録と一緒に保管し、カレンダーの「実施」に印を付けます。

Fywareの実務用ガイドです。公式の様式でも法的助言でもなく、いかなる法令への適合も保証しません。出席者名簿は各朝礼を行った記録であり、修了証ではありません。2026年10月29日に確認。

各ネタと、その危険を練習できるVRシミュレーター： fyware.com/jp/shiryo/anzen-chorei-neta/

フォークリフトと歩行者

始業前に読む文例です。死角、警報、歩行者通路、通路に入る前にすることをまとめています。

所要時間	進行役	使う場面	用意するもの
5分	職長または安全担当者が、チームの前に立って	始業前。フォークリフトと歩行者が同じ場所で作業する職場や、レイアウトを変えたとき	職場の通路図と、可能なら停止中のフォークリフト

読み上げる文例

おはようございます。今日のテーマは、1日に何百回も起きている交差です。片側にフォークリフト、もう片側に歩いている人がいます。

フォークリフトの運転者に見えている範囲は、思っているより狭いものです。持ち上げた荷が前をふさぎ、マストが視界をさえぎり、後進のときは肩越しに後ろを見ています。車体の左右にも死角があります。

よくある場面を考えてみましょう。休憩所から出てきた人が、スマートフォンを見ながら棚の陰から通路に出て、後進してきたフォークリフトとぶつかりそうになります。運転者は警報を鳴らしていましたが、その人はイヤホンをしていました。

歩いている人は、歩行者通路を使います。横断する前に立ち止まり、左右を確認して、運転者と目を合わせます。運転者が気づいていなければ、渡りません。

運転する人は、交差点や見通しの悪い角で速度を落とし、警報を鳴らします。荷で前が見えないときは、後進で進むか、誘導者を付けます。職場で決めた制限速度は必ず守ります。

動いているフォークリフトの横を歩かない、フォークや荷の下に入らない、フォークに乗らない。パレットで歩行者通路がふさがっていたら、すぐに報告します。

最後に、指差呼称で締めくくります。「左右よし、運転者よし」。目が合ったかを確かめるのは、3秒で済みます。通路では、歩いている人がいつも一番弱い立場です。

法令の定め

- 労働安全衛生規則第151条の7は、運転中のフォークリフトやその荷に接触するおそれのある箇所への立入りを、見やすい箇所への表示などの方法で禁止するよう事業者に求めています。誘導者を置く場合は例外で、運転者はその誘導に従います。
- フォークや荷の下への立入りの禁止（第151条の9）、乗車席以外への搭乗の禁止（第151条の13）、作業場所に応じた制限速度の設定（第151条の5）、作業計画の運行経路を関係労働者に周知すること（第151条の3第3項）も定められています。

出典：労働安全衛生規則第151条の3、第151条の5、第151条の7〜第151条の9、第151条の13（e-Gov法令検索）。2026年10月29日に確認。

作業者への問いかけ

1. **フォークリフトが走る通路を渡る前に、何をしますか**
 *答えの例：*立ち止まって左右を確認し、運転者と目を合わせます。気づいてもらえていなければ渡りません。事業者は、接触の危険がある場所への立入りを、見やすい表示などで禁止します（安衛則第151条の7）。

2. **運転者に歩行者が見えないのはなぜですか**
 *答えの例：*荷、マスト、後進が死角をつくるからです。そのため誘導者を置くときは一定の合図を定め、運転者はその合図に従います（安衛則第151条の8）。

3. **フォークリフトの近くで、入ってはいけない場所はどこですか**
 *答えの例：*フォークや、フォークで支えている荷の下です（安衛則第151条の9）。また、乗車席以外の場所に人を乗せてはいけません（安衛則第151条の13）。

出席者

日付 _____　職場 _____　進行役 _____

#	氏名	職種	署名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

Fywareの実務用ガイドです。公式の様式でも法的助言でもありません。この名簿は朝礼を行った記録であり、特別教育の記録や技能講習の修了証ではありません。

フォークリフトの点検と運転

始業前に読む文例です。作業開始前点検、荷の運び方、運転資格、離れるときの措置をまとめています。

所要時間	進行役	使う場面	用意するもの
5分	倉庫の職長または安全担当者が、フォークリフトの横で	始業前。新しい運転者が入ったときや、違う機種が来たとき	停止中のフォークリフトと、職場の作業開始前点検表

読み上げる文例

おはようございます。今日は、この建屋の中で一番よく動いている機械、フォークリフトの話です。

最初の荷を運ぶ前に、運転者は点検をします。ブレーキと操作装置、フォークとチェーン、油圧、タイヤ、ライトと警報です。異常があれば、そのフォークリフトは使わず、職長に報告します。

よくある場面です。始業が遅れ、時間を稼ぐために点検を飛ばし、通路の途中でブレーキの効きが悪いことに気づく。フォークに荷が載っていれば、その気づきは高くつきます。

運転中は、フォークを低くし、荷を後ろに傾けて運びます。走りながら荷を上げない、急に曲がらない、許容荷重を超える荷は運ばない。この3つは毎回守ります。

荷で前が見えないときは、後進で進むか、誘導者を付けます。坂道では、荷を坂の上側に向けて走ります。

フォークリフトを運転するのは、資格のある人だけです。最大荷重1トン以上は技能講習を修了した人、1トン未満は特別教育を受けた人です。資格のない人が乗っていたら、声をかけてください。

運転位置を離れるときは、フォークを一番低い位置まで下ろし、エンジンを止め、ブレーキを確実にかけます。

最後に指差呼称です。「点検よし、フォークよし」。始業前の5分の点検が、作業中の焦りを防ぎます。今日は、運転者全員が点検表を最後まで確認してからキーを回してください。

法令の定め

- 労働安全衛生規則第151条の25は、フォークリフトを使う日の作業開始前に、制動装置と操縦装置、荷役装置と油圧装置、車輪、前照灯・後照灯・方向指示器・警報装置の機能を点検するよう求めています。異常があれば直ちに補修などの措置をとります（第151条の26）。
- 最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転は技能講習の修了者が行う業務で（労働安全衛生法施行令第20条第11号）、1トン未満は特別教育が必要です（安衛則第36条第5号）。許容荷重を超えて使用してはならず（第151条の20）、運転位置から離れるときはフォークを最低降下位置に置き、原動機を止め、ブレーキをかけます（第151条の11）。

出典：労働安全衛生法第61条、労働安全衛生法施行令第20条、労働安全衛生規則第36条、第151条の11、第151条の20、第151条の25、第151条の26（e-Gov法令検索）。2026年10月29日に確認。

作業者への問いかけ

1. **最初の荷を運ぶ前に、運転者は何を点検しますか**
 *答えの例：*ブレーキと操作装置、荷役装置と油圧装置、車輪、ライトと警報装置です。その日の作業を開始する前に点検します（安衛則第151条の25）。異常を見つけたら、直ちに補修などの措置をとります（第151条の26）。

2. **このフォークリフトを運転できるのは誰ですか**
 *答えの例：*最大荷重1トン以上は、技能講習を修了した人です（労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第11号）。1トン未満は、特別教育を受けた人です（安衛則第36条第5号）。

3. **フォークリフトから離れるときは何をしますか**
 *答えの例：*フォークを最低降下位置に置き、原動機を止め、ブレーキを確実にかけます（安衛則第151条の11）。

出席者

日付 _____ 職場 _____ 進行役 _____

#	氏名	職種	署名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

Fywareの実務用ガイドです。公式の様式でも法的助言でもありません。この名簿は朝礼を行った記録であり、特別教育の記録や技能講習の修了証ではありません。

保護具の正しい着用

始業前に読む文例です。保護具の点検、壊れたときの対応、指輪や手袋と巻き込まれの関係をまとめています。

所要時間	進行役	使う場面	用意するもの
5分	職長または安全担当者が、チームの前に立って	始業前。新しい人が入ったときや、職場の保護具が変わったとき	職場で使っている保護具：保護帽、保護めがね、手袋、耳栓、安全靴

読み上げる文例

おはようございます。今日のテーマは、いま身に着けている保護具です。保護帽、保護めがね、手袋、耳栓、安全靴。毎日使うものだからこそ、気にしなくなります。

保護具は最後の防護です。その前に、機械の安全装置、作業手順、職場の配置があります。それが働かなかったときのためにあるので、何も起きないと思っている瞬間にこそ、そろっていて状態がよいことが必要です。

よくある場面です。曇るからと保護めがねを額に上げたまま、隣の職場のグラインダーの前を通り、飛んできた切粉が目に入る。めがねは目のすぐ上にありました。

作業の前に点検します。保護帽にひびがなく、内装がそろっているか。めがねに視界をさまたげる傷がないか。手袋に穴がなく、作業に合ったものか。耳栓は清潔か。安全靴の先しんと靴底は傷んでいないか。

壊れていたら、すぐに報告します。テープで直さない、人のものを借りない、そのまま作業を続けない。

そして忘れがちなのが、指輪、ブレスレット、ネックレス、長い髪です。回転する部分の近くでは、それ自体が危険になります。ボール盤のように回転する刃物に手が巻き込まれるおそれがある作業では、手袋も使いません。

最後に指差呼称です。「保護具よし」。保護具は、職場に入ってから出るまで、着けているあいだだけ守ってくれます。

法令の定め

- 労働安全衛生規則第35条は、雇入れ時や作業内容の変更時の教育の内容に、保護具の性能と取扱い方法（第1項第2号）と作業開始時の点検（同項第4号）を含めています。
- 回転する刃物に手が巻き込まれるおそれがあるときは手袋を使わせてはならず（第111条）、動力で動く機械に髪や服が巻き込まれるおそれがあるときは作業帽や作業服を着用させます（第110条）。労働者にも、それに従う義務があります。

出典：労働安全衛生規則第35条、第110条、第111条（e-Gov法令検索）。2026年10月29日に確認。

作業者への問いかけ

1. **作業の前に、保護具の何を確認しますか**
 *答えの例：*保護帽にひびがないか、めがねでよく見えるか、手袋に穴がなく作業に合っているか、耳栓が清潔か、安全靴が傷んでいないかです。雇入れ時の教育には、保護具の性能と取扱い方法が含まれます（安衛則第35条第1項第2号）。

2. **手袋をしてはいけない作業はありますか**
 *答えの例：*あります。ボール盤や面取り盤など、回転する刃物に手が巻き込まれるおそれがあるときは、手袋を使いません（安衛則第111条）。

3. **髪や服が機械に巻き込まれないようにするには、どうしますか**
 *答えの例：*動力で動く機械に髪や服が巻き込まれるおそれがあるときは、適当な作業帽や作業服を着用します。着用を命じられた労働者には、着用する義務があります（安衛則第110条）。

出席者

日付 _____　職場 _____　進行役 _____

#	氏名	職種	署名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

Fywareの実務用ガイドです。公式の様式でも法的助言でもありません。この名簿は朝礼を行った記録であり、特別教育の記録や技能講習の修了証ではありません。

消火器の使い方

始業前に読む文例です。職場の消火器の場所、使い方、消すのをやめる判断、消火器の前に物を置かない理由をまとめています。

所要時間	進行役	使う場面	用意するもの
5分	職長、安全担当者、または自衛消防隊のメンバー	始業前。レイアウトを変えたあとや、避難訓練の前	職場の消火器（放射しない状態で）と、避難経路図

読み上げる文例

おはようございます。今日は、職場の消火器の話です。どこにあるか、どう使うか、そして何より、使わない方がよいのはどんなときかです。

消火器で消せるのは、火の出始めの小さな火です。火が自分の背より高くなった、煙が広がってきた、背中側に逃げ道がない。そのときは消すのをやめて、避難して知らせるのが正しい判断です。

よくある場面を考えましょう。少しのあいだだけのつもりで、消火器の前にパレットを置く。その間に隣の配電盤から火が出て、消そうと駆けつけた人がパレットをどけるのに時間を取られます。

使い方を確認します。安全ピンを抜く、ホースを炎の根元に向ける、レバーを強く握る。ほうきで掃くように左右に動かし、距離をとって、逃げ道を背にします。

消火器には、使える火災の種類がラベルに表示されています。通電している配電盤に水をかけると感電の危険があります。迷ったら無理をせず、避難して知らせます。

消火器の前に物を置かない、ドアの押さえに使わない。少しでも使ったら、詰め替えのために報告します。消火器がどこにあるかは、職場の誰もがすぐに言えるようにしておきます。

最後に、今日は一人ひとりが、自分の持ち場から一番近い消火器と、そこから一番近い出口を確かめてください。指差呼称で「消火器よし、出口よし」。

法令の定め

- 消防法施行令第3条の2第2項は、防火管理者が消防計画にもとづいて消火、通報及び避難の訓練を実施することを定めています。
- 労働安全衛生規則第289条は、火災の原因となるおそれのある物を扱う場所などに、予想される火災の性状に適応した消火設備を適当な箇所に設けるよう事業者に求めています。

出典：消防法施行令第3条の2、労働安全衛生規則第289条（e-Gov法令検索）。2026年10月29日に確認。

作業者への問いかけ

1. **消すのはどんなときで、避難するのはどんなときですか**
 *答えの例：*消すのは、火が小さく、消火器の種類が合っていて、背中側に逃げ道があるときだけです。それ以外は避難して知らせます。消防計画にもとづく消火、通報、避難の訓練は、防火管理者が実施します（消防法施行令第3条の2第2項）。

2. **消火器のホースはどこに向けますか**
 *答えの例：*炎の根元です。距離をとり、左右に動かして放射します。炎の先に向けると、消火薬剤を無駄にします。

3. **消火器の前に物が置かれていたら、どうしますか**
 *答えの例：*安全にできるならすぐにどけて、職長に知らせます。使った消火器は詰め替えのために報告します。消火設備は、予想される火災に適したものを適当な箇所に設けることになっています（安衛則第289条）。

出席者

日付 _____　職場 _____　進行役 _____

#	氏名	職種	署名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

Fywareの実務用ガイドです。公式の様式でも法的助言でもありません。この名簿は朝礼を行った記録であり、特別教育の記録や技能講習の修了証ではありません。

この危険を練習する: fyware.com/jp/shoka-kunren-vr · ほかの安全朝礼ネタ: fyware.com/jp/shiryo/anzen-chorei-neta/shokaki

高所作業と墜落防止

始業前に読む文例です。墜落防止が必要になる高さ、フルハーネスと取付設備の点検、誰が使えるかをまとめています。

所要時間	進行役	使う場面	用意するもの
5分	職長または安全担当者が、作業の前に	高所作業がある日の始業前や、作業場所が変わったとき	フルハーネス、ランヤード、その作業のKYシート

読み上げる文例

おはようございます。今日のテーマは墜落です。まず数字から始めます。高さ2メートル以上の箇所で墜落の危険がある作業には、作業床、囲いや手すり、墜落制止用器具などの対策が必要です。

手すりのない中二階、ラインの上の作業台、保守用の通路。作業が2分で終わるかどうかは関係ありません。

よくある場面です。あとボルト1本で作業が終わるのに、フルハーネスは下に置いたまま。1分だけだからと、フックを掛けずに上がる。墜落は、その1分が終わるのを待ってくれません。

上がる前に、フルハーネスの縫い目、バックル、ランヤードを点検します。取付設備がこの作業のために決められたものか、作業の手順を確認したかも確かめます。フックは、できるだけ腰より高い位置に掛けます。傷んでいるものは使いません。

作業床を設けることが難しい場所でフルハーネスを使う作業には、特別教育が必要です。受けていなければ、上がりません。

下にも仕事があります。立入禁止の区画をつくり、上に工具を置きっぱなしにせず、作業している人の下を通らないことです。

最後に、状況が変わったとき、取付設備がないとき、何かおかしいと感じたときは、作業を止めて職長に知らせます。指差呼称で「フック掛けよし」。

法令の定め

- 労働安全衛生規則第518条は、高さ2メートル以上の箇所で墜落の危険がある作業では作業床を設け、それが困難なときは防網を張り、要求性能墜落制止用器具を使わせるなどの措置をとるよう求めています。作業床の端や開口部には囲い、手すり、覆いなどを設けます（第519条）。
- 墜落制止用器具を使わせるときは安全に取り付ける設備を設け（第521条第1項）、器具と取付設備の異常の有無を随時点検します（同条第2項）。作業床を設けることが困難なところでフルハーネス型を使う作業には特別教育が必要です（第36条第41号）。

出典：労働安全衛生規則第36条、第518条、第519条、第521条（e-Gov法令検索）。2026年10月29日に確認。

作業者への問いかけ

1. **墜落防止の対策が必要になるのは、どの高さからですか**
 *答えの例：*高さ2メートル以上の箇所で、墜落により危険を及ぼすおそれがあるときです。作業床を設け、それが難しいときは防網や墜落制止用器具などで対策します（安衛則第518条）。作業床の端や開口部には囲いや手すりを設けます（第519条）。

2. **フルハーネスを使う前に、何を点検しますか**
 *答えの例：*縫い目、ベルト、バックル、D環、ランヤードに傷みがないかです。事業者は、墜落制止用器具と取付設備の異常の有無を随時点検します（安衛則第521条第2項）。

3. **フルハーネスを使う作業に就けるのは誰ですか**
 *答えの例：*高さ2メートル以上で作業床を設けることが困難なところでフルハーネス型を使う作業には、特別教育が必要です（安衛則第36条第41号）。

出席者

日付 _____　職場 _____　進行役 _____

#	氏名	職種	署名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

Fywareの実務用ガイドです。公式の様式でも法的助言でもありません。この名簿は朝礼を行った記録であり、特別教育の記録や技能講習の修了証ではありません。

天井クレーンと玉掛け

始業前に読む文例です。つる前の点検、合図者との連携、つり荷の下を空ける理由をまとめています。

所要時間	進行役	使う場面	用意するもの
5分	職長または安全担当者が、運転者と合図者と一緒に	クレーン作業がある日の始業前や、荷の種類が変わったとき	職場のワイヤロープ、つりチェーン、ベルトスリングと、決めている合図

読み上げる文例

おはようございます。今日は天井クレーンと玉掛けの話です。運転する人、玉掛けをする人、合図をする人のチームの仕事です。

つる前に、フックと外れ止め、ワイヤロープ、つりチェーン、ベルトスリングを点検します。素線切れ、伸びたリンク、切れ目のあるスリングを見つけたら、つりません。

よくある場面です。荷が少し傾いたまま上がり、運転者が走りながら直そうとして、荷が揺れ始める。その下に人がいれば、問題はもう荷ではありません。

一番簡単なルールが、一番大切です。つり荷の下に誰も入らない。荷が通る経路を横切らない。

運転者は、作業の前に決めた一定の合図に従い、合図は指名された人が行います。互いが見えなくなったら、止めます。

定格荷重を超えてつらない。玉掛けを間に合わせで済ませない。重さが分からないときは、つる前に確認します。

巻き上げるときは、荷が床から少し離れたところで一度止め、玉掛けの状態と荷の傾きを確かめてから上げます。地切りを省かないことが、荷の揺れを防ぎます。

動かす前に、周りの人に知らせ、つり上げる場所から下ろす場所までの経路を見ます。経路に人が現れたら、荷は低い位置で止めて待ちます。

最後に指差呼称です。「玉掛けよし、合図よし、退避よし」。クレーンを運転するのは、資格のある人だけです。

法令の定め

- クレーン等安全規則は、定格荷重を超える荷重をかけないこと（第23条）、一定の合図を定めて合図者を指名すること（第25条）、荷をつったまま運転者が運転位置を離れないこと（第32条）を求めています。一箇所だけに玉掛けをした荷などをつっているときは、つり荷の下への立入りを禁止します（第29条）。
- クレーンは作業開始前にブレーキや巻過防止装置などを点検し（第36条）、玉掛用具も作業開始前に点検します（第220条）。運転と玉掛けには、荷重に応じて特別教育、技能講習または免許が必要です（第21条、第22条、第221条、第222条）。

出典：クレーン等安全規則第2条、第21条〜第23条、第25条、第29条、第32条、第36条、第220条〜第222条（e-Gov法令検索）。2026年10月29日に確認。

作業者への問いかけ

1. **つる前に何を点検しますか**
 *答えの例：*フックと外れ止め、ワイヤロープ、つりチェーン、スリングです。玉掛用具はその日の作業を開始する前に点検し（クレーン則第220条）、クレーンもブレーキや巻過防止装置などを作業開始前に点検します（第36条）。

2. **運転していない人は、どこに立ちますか**
 *答えの例：*つり荷の下と、荷が通る経路から離れた場所です。一箇所だけに玉掛けをした荷などをつり上げているときは、つり荷の下への立入りが禁止されています（クレーン則第29条）。

3. **天井クレーンの運転と玉掛けができるのは誰ですか**
 *答えの例：*つり上げ荷重0.5トン以上5トン未満の運転は特別教育（クレーン則第21条。0.5トン未満のクレーンには、この規則は適用されません：第2条）、5トン以上は免許（第22条。床上操作式は技能講習の修了でも可）が必要です。玉掛けは1トン以上で技能講習（第221条）、1トン未満で特別教育（第222条）です。

出席者

日付 _____ 職場 _____ 進行役 _____

#	氏名	職種	署名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

Fywareの実務用ガイドです。公式の様式でも法的助言でもありません。この名簿は朝礼を行った記録であり、特別教育の記録や技能講習の修了証ではありません。

この危険を練習する: fyware.com/jp/crane-simulator · ほかの安全朝礼ネタ: fyware.com/jp/shiryo/anzen-chorei-neta/tenjo-crane-tamakake

安全朝礼の年間カレンダー

1週間に1テーマです。テーマは提案です。日付が自動で変わり、実施記録も付いた編集版はExcelです：
fyware.com/descargas/anzen-chorei-neta-calendar.xlsx

週	日付	テーマ	実施
1		フォークリフトと歩行者	
2		整理整頓・5S	
3		保護具の正しい着用	
4		手指のけが防止	
5		消火器の使い方	
6		手工具・電動工具	
7		高所作業と墜落防止	
8		不安全行動と不安全状態	
9		天井クレーンと玉掛け	
10		フォークリフトの点検と運転	
11		騒音と耳栓	
12		感電防止	
13		腰痛予防	
14		応急手当	
15		避難経路と集合場所	
16		熱中症予防	
17		慣れと焦り	
18		安全標識	
19		脚立の使い方	
20		溶接・溶断	
21		化学物質とSDS	
22		酸素欠乏危険場所	
23		ヒヤリハット報告	
24		挟まれ・巻き込まれ	
25		指差呼称	
26		職場独自のテーマ	
27		フォークリフトと歩行者	
28		整理整頓・5S	
29		保護具の正しい着用	
30		手指のけが防止	
31		消火器の使い方	
32		手工具・電動工具	
33		高所作業と墜落防止	
34		不安全行動と不安全状態	
35		天井クレーンと玉掛け	
36		フォークリフトの点検と運転	
37		騒音と耳栓	
38		感電防止	
39		腰痛予防	
40		応急手当	
41		避難経路と集合場所	
42		職場独自のテーマ	

週	日付	テーマ	実施
43		慣れと焦り	
44		安全標識	
45		脚立の使い方	
46		溶接・溶断	
47		化学物質とSDS	
48		酸素欠乏危険場所	
49		ヒヤリハット報告	
50		挟まれ・巻き込まれ	
51		指差呼称	
52		職場独自のテーマ	

Fywareの実務用ガイドです。公式の様式でも法的助言でもありません。この名簿は朝礼を行った記録であり、特別教育の記録や技能講習の修了証ではありません。